

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 9 回武蔵村山市まちづくり条例市民会議
開 催 日 時	平成 2 1 年 8 月 2 6 日 (水) 午後 7 時 ~ 午後 9 時 1 0 分
開 催 場 所	中部地区会館 4 0 1 大集会室
出 席 者 及び欠席者 (敬称略)	出席者 : (委員) 伊澤秀夫、石塚典久、内野和枝、内野均、江淵由美子、 加藤欽司、清沢葉子、藤巻清美、松浦笑子、松下文代、 村山英男、森カスミ (調整役) 福田紀子 欠席者 : (委員) 石塚一夫、加園光良、栗原秀夫、大當耕一、堀井昭二郎、 見崎洋一郎、山本成也
議 題	1 会議録の承認について 2 まちづくり条例に規定すべき主要項目の検討について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題 1 について 前回会議録については、「会議録 (案)」のとおり承認する。 議題 2 について 各グループにおいて「まちづくり計画」の制度化について討議を行った。 議題 3 について 次回市民会議の日程については、平成 2 1 年 1 0 月 6 日 (火) とする。 議題 4 について 案件なし。
審 議 経 過 (: 委員 又は調整役 : 事務局)	1 会議録の承認について 事務局から資料 9 - 1 「会議録 (案)」について説明 説明省略 (特に意見なし) 2 まちづくり条例に規定すべき主要項目の検討について 前回の市民会議では、まちづくりの課題に対する解決の手立てとして、まちづくり条例において規定すべきルールについて、提示した資料をもとに討議していただいた。そこでの意見を踏まえて資料を修正し、再提示したものが資料 9 - 2 である。 資料 9 - 2 上で、条例化するルール (案) について同様の内容のものを同じ色に分類すると、赤、青、緑の 3 色に分類され、課題の解決策として条例化するルールは主に 3 種類となる。赤色については、「まちづくり計画」を使う手法。青色については、都市計画の制度を使う手法。緑色については、開発事業について規制・誘導する手法となる。赤色の「まちづくり計画」を使う手法については、市民などの発意

で「まちづくり計画」をつくることを、まちづくり条例で制度として確立することにより、課題の解決を図るためのルールなどを含んだ、地区まちづくり計画やテーマ型まちづくり計画といった「まちづくり計画」をつくって、計画に沿うまちづくりを進めていこうというもの。

青色の都市計画の制度を使う手法については、都市計画の提案制度などの既存の都市計画の制度を市民等が活用しやすくするような定めをまちづくり条例に設けることで、都市計画の制度を活用した課題の解決を促そうとするもの。

緑色の開発事業について規制・誘導する手法については、まちづくりに大きな影響を与えている開発事業について、実施する際の基準と手続をまちづくり条例に規定することにより、秩序ある開発事業を義務付けることができ、計画的な土地利用、良好な居住環境の形成が図られるというもの。

前回のグループ討議から、この3つについて条例に盛り込むべきということで委員に共通の認識をいただいたと理解している。この3つの内容は、課題を解決するツールとしてのまちづくり条例において、中心的な位置付けとなる。

今回のグループ討議では、赤色に区分した「まちづくり計画」の制度化について、本市のまちづくり条例に盛り込むとしたらどんな点が大事か、どんなことが望まれるかを話し合っていたきたい。検討のポイントとしては、どんな種類の「まちづくり計画」を制度化したらよいか、市民の発意、発想を活用につなげるためにはどうしたらよいかということなどが考えられる。

なお、「まちづくり計画」のつくり方の一般的な流れを資料9-3に示した。まちづくりをしようとの発意に始まり、賛同者を募って活動組織をつくり、話し合いにより地域の住民の賛同を得て、市に提案し、決定という流れになる。

グループ討議

【1グループ】

モノレールの延伸や新青梅街道の拡幅について話し合っているが、できることは合意形成で、あれがいい、これがいいということを絵に描くことで、条例ではできないと言われる。地区計画には強制力があるとのことだが、地区周辺住民しか踏み込めない。例えば、モノレールの駅ができたとして、駅前広場や駐輪場確保を条例で規制できないかと考えても、それは地区の住民が考える問題であって、我々は踏み込めない。赤色とされた内容は、こういうものがほしい、こうしたらいいという提案にすぎず、条例とのかかわりが難しい。

駐輪場などの計画は地域の人だけで決めてしまうので意味がないということなら、その他の人に意見を聴取するプロセスを担保すべきということになるのではないか。

時間をかけて「まちづくり計画」をつくっても、誰が実現するのか。実現するのは不可能に近く、効果は疑問に思う。このまちを良くしていこうと考えたときに、例えばモノレールの駅を使いやすい駅にするよう、駐輪場を何台分確保しなさいとか、車の降車場をつくりましょうということを条例の中に具体的に組み込めるものと考えていた。

「まちづくり計画」を実現につなげる担保のようなものはあるのか。

「まちづくり計画」は法に基づくものでもなく、強制力があるものではないが、それがゴールではなく、地区計画につなげていくことによって強制力を持たせることができる。では、最初から地区計画でいいのではないかと疑問もあるかもしれないが、地区計画が認められるために必要な合意形成のハードルが高く、何も活動がないところでいきなり地区計画を定めるのはかなり難しい。そうしたことから、地区計画への第一歩としてまちづくり計画をつくるのがよいまちにつながっていくので、まちづくり条例に制度化することには意味があると考えている。まちづくり計画が定まった区域については、地区計画化に努めるとした定めのある条例も一部の市に例があるし、まちづくり計画をつくった地区まちづくり協議会が、都市計画の提案制度に基づき地区計画の提案をできるとしている例もある。

まちづくり計画の中に、地区計画化への可能性をうたっておくことが次につながるのかもしれない。

【2グループ】

地区まちづくり計画とはどういうものができるのか話し合いながら、イメージした。1つは、狭山丘陵保全型まちづくり計画。地域住民が土地所有者や緑の関係団体とタウンミーティングを行うなど、狭山丘陵の保全と活用の意向を話し合う場をつくる。地域の真のニーズに適した緑の保全活用ができるのではないか。食育のための学習農園や市民農園、野菜づくりに関する研修所などもあってもいいのではないか。

もう1つは、都市農地共存まちづくり計画。住宅と農地が入り混じった一定地区を想定し、農地所有者の後継者問題を含めた農地の利用意向や、地区の住民の農地の活用の意向を話し合う懇談会の場をつくることからスタートし、両者の話合いの中で、将来的に生産緑地が維持できなくなったときには、計画的な土地利用を誘導できるようにする。それによって、ミニ開発による行き止まり道路ができないようにしたり、風が吹いたときに土ぼこりが舞わないような共存のくらしが

できるまちづくりができ、また、農地に人が集まって交流ができるまち、地産地消で食育環境ができるまちづくりができるのではないかな。

最後の、開発に伴う緑の創出については、例えば沿道地区まちづくり計画として、東西の軸となる新青梅街道と南北の軸の日産通りの沿道について、地域住民と土地所有者両者が話合いの場をつくって協議会を設立できれば、沿道緑化や計画的な土地利用によって沿道の景観形成が図られ、まちのシンボルとなるような緑の道路ができるのではないかな。

まちづくり条例で制度化したとして、使ってもらうためには、住民と土地所有者との話合いの場のつくり方や盛り上げ方のセミナーが必要。一方で、農業者や商業者が実際に携わっている人を集めてセミナーを開き、最後は、まちづくりフォーラムとして、関係者と地域住民とのパネルディスカッションがスタートの場になるのではないかな。

【3グループ】

まちづくり計画をどう立ち上げていくのかを中心に話し合った。まちづくり計画の種類としては、国分寺市のような4つの種類が必要ではないかな。計画の作成主体についても、認定や公告が必要であると考ええる。

初期段階での組織化の要件については、バーは低い方がいいのではないかな。3人とか5人くらいで発足して認定を受け、地域住民に知らせ、地域の課題を議論する中で広げていくのはどうか。

まちづくり計画の案の市への提案の要件については、バーは低い方がいい。地区内の権利者の3分の2以上の同意というのは大変で、この段階で挫折することになりかねない。提案してそれがそのまままちづくり計画になるわけではなく、それを市で検討するのだから高くする必要はないと考える。

条例化にはなじまないかもしれないが、障害者のグループホームをつくろうとすると、周辺の住民の理解が得られないことが多い。住民の心の問題なので抑えつけるわけにはいかないが、周辺住民との間に市が入って調整するようなことを、条例として反映できないかということが話題になった。

【4グループ】

まちづくり計画の種類としては、国分寺市でいう「地区まちづくり計画」、「テーマ型まちづくり計画」、「推進地区まちづくり計画」の3種類でいいと思う。「都市農地まちづくり計画」については、他の3つのジャンルがあれば網羅できる。

立上げのハードルは低い方が立ち上げやすいので、5人くらいでい

	<p>い。その段階で行政から専門家の派遣などの何らかの支援があれば、話も進み、しっかりした協議会がつくっていただけるので、初期段階での支援の体制が条例に入れればいいと思う。そして協議会つくって認定を受け、本格的な話に入っていく進め方がよい。</p> <p>地区まちづくりの話合いの中で、例えば生垣の保全など利害関係が対立する場合があります、所有者の権利を守りながらまちづくりを進めるには所有者の了解を取っていく必要があるが、その話合いをどうつくっていくか。計画と所有者の権利との整合性をどうつけていくのかが大事である。</p> <p>市への提案の要件は、3分の2の同意は厳しいので、過半数の賛成を要件にしたほうがよい。また、実効性の面など、計画をつくった後、どのように生かしていくかが大事な問題である。</p> <p>3 会議の日程について 次回は、平成21年10月6日(火)午後7時から開催させていただく。</p> <p>4 その他 特になし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：0人
---------------------	---	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等：)
----------------------	--

庶務担当課	都市整備部都市計画課(内線274)
-------	-------------------